

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第43号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市ドーム条例（平成9年四日市市条例第19号。以下「条例」という。）<u>第14条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 ドームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、<u>その日後においてその日に最も近い平日（土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。）とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用許可の申請)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、四日市ドーム条例（平成9年四日市市条例第19号。以下「条例」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休館日)</p> <p>第3条 ドームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、<u>その翌日とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(使用許可の申請)</p>

第5条 条例第3条第1項の規定により、ドームの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により市長に申請しなければならない。ただし、個人使用の場合にあっては、口頭で申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) (略)

(2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(許可の順位)

第6条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、1から4までの項に該当する場合同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、市長が調整を行い順位を

第5条 条例第5条第1項の規定により、ドームの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、個人使用の場合にあっては、口頭で申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) (略)

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

3 第1項の申請書の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(許可の順位)

第6条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、他の方法によることができる。

(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、1から4までの項に該当する場合同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、指定管理者が調整を行い

決定する。

(2) (略)

(四日市市公共施設案内・予約システム  
の利用者登録申請)

第7条 申請者で四日市市公共施設案

内・予約システム(以下「システム」と  
いう。)を利用しようとするものは、シ  
ステム利用者登録申請書(第2号様式。  
以下「登録申請書」という。)により市  
長に申請し、システム利用者登録済証  
(第3号様式。以下「登録済証」という。)  
の交付を受けなければならない。ただ  
し、すでに登録済証の交付を受けている  
ものは、この限りでない。

2 前項の登録の有効期限は、登録の日か  
ら3年間とする。

3 登録を受けた者(以下「登録者」とい  
う。)は、登録事項に変更が生じたとき  
及び廃止しようとするときは、登録申請  
書により、市長に登録の変更及び抹消を  
届け出なければならない。

4 登録者が次の各号のいずれかに該当  
するときは、市長は登録を抹消するもの  
とする。

(1) 登録の廃止の届け出をしたとき。

(2) 団体が解散したとき。

(3) 登録事項の変更の届け出を怠った  
とき。

(4) 前3号のほか、市長が登録者とし  
て不適切と認めたとき。

順位を決定する。

(2) (略)

5 市長は、システムに障害が発生したとき又は点検の必要があるときは、システムを一時停止することができる。

(使用の許可)

第8条 市長は、第5条第1項の申請について適当と認めるときは、使用許可を決定し、四日市市公共施設使用許可書(第4号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。ただし、個人使用の場合にあっては、四日市ドーム個人使用券(第5号様式。以下「個人使用券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

第9条 使用者は、許可書に記載された事項(施設、利用目的及び利用日時を除く。)を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第6号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に許可書を添えて、市長に申請しなければならない。

(使用料の納付)

第10条 使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。ただし、延長使用料、特定設備及び備品器具の使用料は、使用の終了後1週間以内に

(使用の許可)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の申請について適当と認めるときは、使用許可を決定し、四日市市公共施設使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。ただし、個人使用の場合にあっては、四日市ドーム個人使用券(第3号様式。以下「個人使用券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 (略)

(使用の変更及び取消し)

第8条 使用者は、許可書に記載された事項(使用目的、使用日、使用時間区分及び使用施設を除く。)を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第4号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納付しなければならない。ただし、延長利用料金、特定設備及び備品器具の利用料金は、使用の終了後1週間以

納付することができる。

- 2 使用者は、前条の規定により、使用の変更及び取消しを許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足を生じたときは、その不足額を使用の終了までに納付しなければならない。
- 3 市長は、官公署が使用する場合のほか、特別の理由があると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

#### (使用料の減免)

第11条 市長は、条例別表第1備考第4項及び別表第2備考に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除することができる。この場合において、使用料の減額又は免除の範囲は、その都度市長が定める。

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設使用料減免申請書(第7号様式)に減免を必要とする理由を記載し、市長に申請しなければならない。

#### (特定設備及び備品器具の使用料)

第12条 条例別表第1に規定するドームの特定設備及び備品器具の使用料は、別表第2に定める額とする。

内に納付することができる。

- 2 使用者は、前条の規定により、使用の変更及び取消しを許可された場合において、既納の利用料金の額が変更後の利用料金の額に対して不足を生じたときは、その不足額を使用の終了までに納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、官公署が使用する場合のほか、別に市長が定める基準に従い、特別の理由があると認めた場合は、前2項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

#### (利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、条例別表第1備考第4項及び別表第2備考に規定する場合のほか、市長が特に必要があると認めたときは、利用料金を減額又は免除することができる。この場合において、利用料金の減額又は免除の範囲は、その都度市長が定める。

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書(第5号様式)に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

#### (特定設備及び備品器具の利用料金)

第11条 条例別表第1に規定するドームの特定設備及び備品器具の利用料金の上限額は、別表第2に定める額とす

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合のドームの特定設備及び備品器具の使用料は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 条例別表第1に規定する専用使用料に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体

(2) 条例別表第2に規定する個人使用料に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したもの

(使用料の還付)

第13条 市長は、災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったと認めた場合は、条例第6条ただし書の規定により、使用料の全部を還付するものとする。

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に許可書と使用料領収書を添えて市長に申請しなければならない。

る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる使用について、当該各号に定める者が使用する場合のドームの設備器具及び備付物品の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(1) 条例別表第1に規定する専用利用料金に係る使用 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体

(2) 条例別表第2に規定する個人利用料金に係る使用 中学生以下及び市内の心身障害者で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示したもの

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者は、災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったと認めた場合は、条例第8条ただし書の規定により、利用料金の全部を還付するものとする。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に許可書と利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第14条 使用者及びドームを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 他人に危害を及ぼし、又は動物の類若しくは他人の迷惑になる物品を携帯して入場しないこと。ただし、動物の類を携帯し、入場することについては、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を携帯する場合又は別に市長が定める基準に従い市長が認めた場合はこの限りでない。

(4)から(12)まで (略)

(13) その他市長が定める事項及び係員の指示に従うこと。

2 専用使用の場合において、使用者は前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(特別設備の申請)

第15条 条例第9条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、申請書により市長に申請しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第13条 使用者及びドームを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 他人に危害を及ぼし、又は動物の類若しくは他人の迷惑になる物品を携帯して入場しないこと。ただし、動物の類を携帯し、入場することについては、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を携帯する場合又は別に市長が定める基準に従い指定管理者が認めた場合はこの限りでない。

(4)から(12)まで (略)

(13) その他指定管理者が定める事項及び係員の指示に従うこと。

2 専用使用の場合において、使用者は前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(特別設備の申請)

第14条 条例第11条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

第16条 (略)

(施設等の損傷の届出)

第17条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の届出及び点検)

第18条 使用者は、条例第11条の規定により、施設等を原状に回復したときは、速やかに市長に届け出て、その点検を受けなければならない。

第19条 (略)

第15条 (略)

(施設等の損傷の届出)

第16条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して、指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の届出及び点検)

第17条 使用者は、条例第13条の規定により、施設等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

第18条 (略)

改正後

別表第1 (第5条、第6条関係)

使用区分	申請期間
1から7まで (略)	
8 大会議室、小会議室、練習室、準備室、控室1又は控室2を使用するとき。	4月から6月分までの申請は2月の初日から使用日まで 7月から9月分までの申請は4月の初日から使用日まで 10月から12月分までの申請は7月の初日から使用日まで 1月から3月分までの申請は10月の初日から使用日までとする。 ただし、 <u>上記1から4までの使用区分</u> と同時に使用する場合は、当該使用区分の申請期間を適用する。

備考

(略)

改正前

別表第1（第5条、第6条関係）

使用区分	申請期間
1 から 7 まで （略）	
8 大会議室、小会議室、練習室、準備室、控室 1 又は控室 2 を使用するとき。	4 月から 6 月分までの申請は 2 月の初日から使用日まで 7 月から 9 月分までの申請は 4 月の初日から使用日まで 10 月から 12 月分までの申請は 7 月の初日から使用日まで 1 月から 3 月分までの申請は 10 月の初日から使用日までとする。 ただし、アリーナ全面使用を伴う場合は、上記(1)又は(2)の使用区分と同時に使用する場合は、当該使用区分の申請期間を適用する。

備考

(略)

改正後

別表第2（第12条関係）

1 施設及び特定設備使用料

(1) 照明設備

区分	使用範囲		金額（円）
照明設備	半面	全点灯	1 時間 1, 3 5 0
		3 / 4	1 時間 1, 0 2 0
		1 / 2	1 時間 6 8 0
		1 / 4	1 時間 3 4 0

	全面	全点灯	1時間	2,700
		3 / 4	1時間	2,030
		1 / 2	1時間	1,350
		1 / 4	1時間	680

(2)から(4)まで (略)

## 2 備品器具使用料

### (1) スポーツ関係

種目	単位	金額 (円)
(略)		
バドミントン	(略)	
ディスクゴルフ	(略)	
(略)		

### (2) 電気機器 (音響・映像・照明関係)

区分	備品器具名	単位	金額 (円)
アリーナ	移動式分電盤 (ケーブル・リール付)	(略)	
	スポットライトハロゲン平凸レンズ 1 KW	(略)	
	(略)		
	ワイヤレスマイクロホン (タイピン型)	(略)	
	ダイナミックマイクロホン	(略)	
	(略)		
	スピーカケーブル	(略)	
	ポータブルワイヤレスアンプ (マイク付)	(略)	
(略)			

### (3) 舞台関係

(略)

### (4) その他

備品器具名	単位	金額 (円)
(略)		
ホワイトボード	(略)	
コインロッカー	(略)	

(略)

備考

- 1 別表第2中1回とは、条例別表第1に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。
- 2 照明装置を半時間利用する場合の使用料は、規定料金の100分の50とする。
- 3 備考に規定する場合において、使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2（第11条関係）

1 施設及び特定設備利用料金の上限額

(1) 照明設備

区分		金額（円）
照明設備	<u>全点灯</u>	<u>1時間 2,700</u>
	<u>3 / 4</u>	<u>1時間 2,030</u>
	<u>1 / 2</u>	<u>1時間 1,350</u>
	<u>1 / 4</u>	<u>1時間 680</u>

(2)から(4)まで (略)

2 備品器具利用料金の上限額

(1) スポーツ関係

種目	単位	金額（円）
(略)		
バドミントン	(略)	
<u>アーチェリー</u>	<u>1式1回</u>	<u>1,650</u>
ディスクゴルフ	(略)	
(略)		

(2) 電気機器（音響・映像・照明関係）

区分	備品器具名	単位	金額（円）
アリーナ	移動式分電盤（ケーブル・リール付）	(略)	

競技時計操作盤（ケーブル付）	1式1回	440
スポットライトハロゲン平凸レンズ1KW	（略）	
（略）		
ワイヤレスマイクロホン（タイピン型）	（略）	
コンデンサマイクロホン	1本1回	1,100
ダイナミックマイクロホン	（略）	
（略）		
スピーカケーブル	（略）	
マルチコネクターボックス	1台1回	550
マルチケーブル	1巻1回	1,100
マルチケーブル（リール付）	1巻1回	1,100
ポータブルワイヤレスアンプ（マイク付）	（略）	
（略）		

(3) 舞台関係

（略）

(4) その他

備品器具名	単位	金額（円）
（略）		
ホワイトボード	（略）	
コードレス電話	1台1回	40
コインロッカー	（略）	
（略）		

備考

- 1 別表第2中1回とは、条例別表に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。
- 2 照明装置を半時間利用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50とする
- 3 備考に規定する場合において、利用料金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。



四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録申請書（団体登録用）

四日市市公共施設案内・予約システム利用者登録について、次のとおり申請します。

※印は必ず記入してください。

申請日※	年 月 日	申請区分※	新規・変更・抹消
フリガナ※			
団体名※			
フリガナ※			
代表者名※			
住所※	〒 —		
電話番号※	( )		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
フリガナ※			
連絡者名※	代表者と同じ方の場合は、名前のみの記入で結構です。		
住所※	〒 —		
電話番号※	( )		
メールアドレス（携帯可）登録は1つまで			
(注) 記号（-^/_等）はハッキリご記入ください。数字のゼロは0 / 英字のオーはOとご記入ください。			
パスワード※			

(注) パスワードは、英数字4桁で記入してください。

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 利用者番号は、既に利用者登録されている場合に記入してください。

※この申請書による個人情報は、公共施設案内・予約システムの適正な管理運営のために使用するものであり、個人情報の保護に関する法律及び関係法令にもとづき、適正に管理いたします。





第4号様式（第8条関係）

四日市市公共施設使用許可書

許可 号  
年 月 日

〒

様

次のとおり、四日市市公共施設の使用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分		
利用責任者			
利用人数			

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合	計	円
---	---	---

第 5 号様式（第 8 条関係）

四日市ドーム個人使用券

使用日

退場時間

円

四日市市長

注意事項

- 1 使用時間は、2時間以内とします。
- 2 係員が求めたときは、本券を提示してください。
- 3 本券は他人に貸したり、譲渡することはできません。
- 4 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。

第5号様式の次に次の2様式を加える。

第 6 号様式（第 9 条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者

住所

電話番号

次のとおり、使用料の変更（取消）・還付を申請します。

施設	
----	--

調定額	納入済額	還付対象額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額
返還額・還付額							円

第7号様式（第11条関係）

四日市市公共施設使用料減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、使用料の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分		
使用料	減免前使用料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減免理由			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の四日市ドーム条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市ドーム条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 四日市ドームの使用許可に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

(シティプロモーション部スポーツ課)